

普通預金規定

第1条(取扱店の範囲)

この預金は、取引店（以下、「当店」という）のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

第2条(振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第3条(預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前記(1)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第4条(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第5条(解約等)

この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店の申出てください。

第6条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。 以上